

和泉市啓発用有料指定袋補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成27年10月1日より実施する家庭系日常（可燃）ごみ有料化に伴い、市民が円滑に和泉市家庭系日常（可燃）ごみ有料指定袋（以下「指定袋」という。）での排出へ移行できるよう実施前に無料で交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 無料で指定袋の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成27年9月末現在で和泉市の住民基本台帳に記載がある者。
- (2) 平成27年9月末現在で和泉市に住民登録外課税者登録があり、和泉市に市・府民税を納付している者。

(交付枚数及び補助額)

第3条 前条の者は、次に掲げる指定袋の交付を受けることができる。

- (1) 啓発用指定袋として、1人あたり10リットル袋20枚を世帯毎に次の表のとおり交付を行う。ただし、住民登録外課税者は、1人世帯とみなして送付する。

世帯人数	450	200	100	50	補助額
1人			20枚		200円
2人		20枚			400円
3人		20枚	20枚		600円
4人		40枚			800円
5人	20枚			20枚	1,000円
6人	20枚	10枚		20枚	1,200円
7人	20枚	20枚		20枚	1,400円
8人	20枚	30枚		20枚	1,600円
9人	40枚				1,800円
10人	40枚	10枚			2,000円
11人	40枚	20枚			2,200円
12人	40枚	30枚			2,400円
13人	40枚	40枚			2,600円
14人	40枚	50枚			2,800円

(2) ごみ減量を目的に小さい指定袋の利用を促すため、1世帯あたりの世帯人数に応じて次の表のとおり交付を行う。

世帯人数	配布枚数	補助額
1人～4人	5リットル袋 10枚	50円
5人～8人	10リットル袋 10枚	100円
9人以上	5リットル袋 10枚、10リットル袋 10枚	150円

(交付方法)

第4条 指定袋の交付は、対象世帯に対し、和泉市啓発用指定袋無料引換券（以下「引換券」という。）を交付することにより行うものとする。

2 引換券の交付を受けた対象世帯は、当該引換券を和泉市家庭系日常（可燃）ごみ有料指定袋及び粗大ごみ処理券取扱所（以下「取扱所」という。）に提出し、指定された枚数の指定袋を受けるものとする。

(交付申請等)

第5条 指定袋の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は取扱所へ引換券を提出することにより申請があったものとみなす。

2 市長は、申請者から提出のあった引換券の内容を審査し、適当と認められた場合は交付を決定するものとする。

(引換期間)

第6条 平成27年9月1日から11月30日までの3か月間とする。

(補助金の支払方法)

第7条 市長は、第4条の規定に基づき、交付対象者より提出のあった引換券に対し指定袋の交付を行っていることから、補助金は取扱所に支払うものとする。

2 取扱所は、交付対象者より提出のあった引換券及び請求書を、市が指定する期日までに提出するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき提出のあった引換券及び請求書の内容を精査し、適正と認めた場合は、取扱所に対し補助金を交付する。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても本要綱に規定する和泉市啓発用指定袋引換券に係る必要な行為を行うことができる。
- 3 この訓令は、平成28年3月31日限りで効力を失う。

附 則

この訓令は、平成27年10月23日から施行する。